

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 平成18年2月16日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時15分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 高 木 恒 雄 |
| 委員長職務代理者 | 村 瀬 光 一 |
| 委 員 | 數 野 美 子 |
| 委 員 | 中 原 美 惠 |
| 教 育 長 | 石 毛 成 昌 |
4. 出席職員
- | | |
|------------------|---------|
| 教育次長 | 高 崎 哲 郎 |
| 学校教育部長 | 松 本 文 化 |
| 生涯学習部長 | 安 達 美代子 |
| 管理部参事兼総務課長 | 渡 部 安 夫 |
| 管理部参事兼財務課長 | 近 藤 恒 |
| 生涯学習部参事兼文化課長 | 市 原 悟 |
| 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 | 野 内 修 |
| 学務課長 | 小 湊 裕 一 |
| 指導課長 | 石 井 和 明 |
| 保健体育課長 | 中 村 新 吉 |
| 社会教育課長 | 須 藤 元 夫 |
| 青少年課長 | 大 野 栄 一 |
| 総合教育センター所長 | 松 本 哲 也 |
| 施設課長補佐 | 中 村 義 雄 |
5. 議 題 議事日程のとおり

船橋市教育委員会会議 2 月定例会議事日程

日 時 平成 1 8 年 2 月 1 6 日 (木) 午後 2 時
場 所 教育委員室

委員長開会宣告

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

- 請願第 1 号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について
- 議案第 1 号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 2 号 平成 1 8 年度船橋市一般会計予算 (歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分) について
- 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る部分) について
- 議案第 4 号 船橋市公民館条例の一部を改正する条例について

第 3 報告事項

- (1) 「千人の音楽祭」の実施報告について
- (2) 「第 1 8 回船橋市文学賞」の受賞者決定について
- (3) 「第 2 4 回船橋市小学生・女子駅伝競走大会」の実施報告について

委員長閉会宣告

6. 議事の内容

委 員 長

ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

それでは、会議録の承認についてお諮りいたします。

1月19日に開催しました教育委員会会議1月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは議事に入りますが、議案第2号、議案第3号及び議案第4号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第4号の「市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該議案は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、請願第1号について審議いたします。この件につきまして、審議参考のため、指導課、説明願います。

指 導 課 長

請願第1号「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について」ご説明いたします。

請願者の願意は、資料の4ページに、「取るべき措置の内容」として、3点示されております。1点ずつご説明いたします。

1点目の、宗教色が濃いと判断される教科書及び教材を使用するの授業を中止すること及び宗教色が濃いと判断される教科書が使用されないよ

うにすることにつきまして、説明いたします。

教科書は、文部科学省の教科書検定に合格したものであり、その中から採択をしております。この教科書検定は、教育基本法に定める教育の目的、方法並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づいているかどうかを審査するものです。また、教材につきましては、学校教育法、学習指導要領等に基づき、各学校で選定を行うことになっております。

次に、2点目の、憲法第20条に違反している疑いのある宗教的色彩の濃い記述については、教科書として採択しないための基準をつくるなど、宗教的中立性について厳正な解釈を採用することという願意についてですが、文部科学省の教科書検定に合格した教科書について、本市を含む葛南東部採択地区協議会において、内容、組織配列、表現のそれぞれの観点に基づき、偏りのないよう比較・研究し、その特徴等について簡潔に記述した研究調査報告書を作成し、厳正な採択を行っております。

最後に、3点目の、宗教的色彩の濃い行事祭礼を授業等に取り入れられないように、公立の教育現場への指導教養を徹底することという願意について説明いたします。別紙資料1をご覧いただきたいと思いますが、昭和24年10月25日付の文部事務次官通達、「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱いについて」をご覧ください。その中の「一」の、「国立または公立の学校が主催して、神社、寺院、教会その他の宗教的施設を訪問することについて」の記述の中で、礼拝や宗教的な儀式、祭典に参加する目的をもって訪問してはならないと規定しております。各学校においてはこれに従い、修学旅行等でこれらの施設を訪問する際には、学校が主催して、礼拝や祭典等に参加することは行っておりません。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

委 員 長

ただ今の説明について、何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、各委員からご意見をお伺いしたいと思います。

委 員

先月の教育委員会会議の後に船橋市の教科書の現状について、教科書の

宗教性を感じる部分の写しを見せていただきました。いずれを見ても、教育基本法に則った教科書であろうかと思えますし、基本的には、これは国が教科書検定をして合格したもののうち、私ども3市で教科書選択しているわけでございます。今回、この請願をいただきましたけれども、私としましては不採択というふうに考えております。

教 育 長

私も今の意見と結論は同じですけれども、請願の(1)、(2)について、いわゆる宗教的な色彩が濃い記述ということ、それぞれの個々の見方が相当出てくると思うのですが、指導課長から説明がありましたように、教育基本法ですとか、学校教育法あるいは学習指導要領に準拠して、教科書はもちろん選定されていますし、教材もそのような形で選定しているわけで、こういったことに抵触する部分はまずないと判断するわけです。

それから、その採択に関しましても、そういう基本的なものを踏まえながら、各市教育委員会で協議会をつくって、厳正に協議して採択に当たっているということですので、(1)、(2)については、この請願を採択するとか、採択しないとかという問題ではないという感じがいたします。

それから、(3)についての件でございますけれども、これも文部事務次官通達にありましたように、拝礼を目的としたりとか、あるいは布教を目的としたりして、子供たちを行事に参加させることは学校現場では行ってないということですので、採択か不採択かということ、不採択の立場としたいと思えます。

以上です。

委 員

私も皆様のご意見と同じように、これを別に採択する必要はないと思っています。

一般的に考えて、もっと国際的な理解を深めて交流をしようというときに、あの国のあるものは学んではいけないというような態度をとるといふようなことは適切でないと思うのです。どういうことをやっているか見させて、それで比較するという方向でいったらいいのではないかと思うのです。

以上です。

委 員

私も今回の請願に関しては、もう採択の必要がないと考えております。

この請願でございます基本的な人権である宗教の自由が侵されてはならないという点は、非常に重要な視点だと思いますけれども、今回出されている請願においては、この点に抵触するということは見出されませんでしたので、そのように考えております。

委 員 長

各委員のご意見が出ました。それでは本請願を採決いたします。

挙手により採決したいと思います。なお、挙手しない方は不採択とみなしますのでご了承願います。

請願第1号「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について」を採択することに賛成の方、挙手を願います。

各 委 員

(挙手なし)

委 員 長

挙手なし。よって、請願第1号の請願については不採択とすることに決しました。

続きまして、議案第1号について、学務課、説明願います。

学 務 課 長

それでは、議案第1号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。資料は15ページから17ページとなっています。現在、船橋市立高等学校管理規則第46条で定めております非常勤講師の職務内容にいろいろと課題が出てきておりまして、それを今回、非常勤講師の他に新たに特別非常勤講師を設置することとしております。

資料の17ページをご覧ください。そこに新旧対照表がございます。右側の「旧」のところに、「(非常勤講師)第46条」、その2行目にはございますが、「教諭又は助教諭に準ずる職務」ということで、これは、非常勤講師は常勤職に準ずるという処遇の内容でございます。それから、その下に、「専門技能講師」とございまして、「学校の管理下において行われる部活動の指導」と書いてございまして、非常勤講師と専門技能講師とに区別されております。

左側の「新」をご覧ください。「非常勤講師」と「専門技能講師」の他に「特別非常勤講師」を設置するのが本案でございます。

これまでは、第46条に基づき、非常勤講師を教諭または助教諭に準ずるものと規定しておりますが、幅広い意味あいのため現実的な運用におきまして、この規則の下に要綱を定めておりました。その規定によりますと、非常勤講師は主に授業等を担当するのですが、実際には校長が特に命じる場合は、部活動や校内事務分掌に付随する公務も担当できる非常勤講師を任用しております。

従いまして、現在、非常勤講師には、主に授業等の指導に従事する講師と、授業の指導と部活動の指導を併任する二通りの講師が存在しております。これは、現行の管理規則が専門性重視の点から、授業は非常勤講師、部活動は専門技能講師のみが担当することを前提に定められていますが、実際、人材を確保する面において、専門性あふれる講師を多数確保することは大変困難であります。また、講師側も、一つの職場で専念して安定的な基盤を持って種々の指導ができることは、講師にとっても効率的であり、合理的であると考えております。

しかも、本県や周辺の都道府県、それから本県の他市教育委員会におきましても、教諭に準ずる講師として臨時的任用講師とあって、授業や部活動、校内事務分掌等の担当をさせて、いわゆる常勤職と同等の待遇で優秀な講師の確保を行っているところでございます。

本市におきましても、教諭・助教諭に準じて授業、部活動及び校内事務分掌もできる講師となる特別非常勤講師を管理規則上で明確にして優秀な人材を確保し、市立船橋高校の部活動並びに国際交流活動をはじめ、種々の特色ある教育活動を推進したいと思っております。そして広く非常勤職員を市立船橋高校の学校経営の中で効率的に活用できるように整備する目的で、現在の非常勤講師の職を「非常勤講師」と「特別非常勤講師」の職に分けて定めることとし、規定の整備を図ろうと思っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長

ただ今の説明について、何かご質問ございますか。

委員

「旧」の方の非常勤講師は、授業しか担当できないということで、専門技能講師においては、部活動しか教えられないということですね。

学務課長

はい、そうです。

委員

改正後は、特別非常勤講師は、授業も部活動も教えられるということですか。

学務課長

非常勤講師は、授業専門でございます。そして特別非常勤講師の場合は、授業、校内事務分掌、そして部活動ということで、常勤の職員に準ずるものでございます。

委員

専門技能講師というのは、今までどおり別にあるわけですね。

学務課長

はい。専門技能講師は、いわゆる部活動の指導に専念するというところでございます。

教育次長

補足いたしますと、「旧」の方では「非常勤講師」と「専門技能講師」と2つありますけれども、これは、非常勤講師は授業だけ、専門技能講師は部活動だけと限定した職務となっていたわけです。ただ、現実的には授業と部活動の両方を担当している非常勤講師も要綱上では発令できますが、同じ非常勤講師でありながら一方では部活動指導や生徒引率での出張ができるのに、一方ではできないといった点が出てきました。今、県では、臨時的任用講師といって、授業を担当しながら部活動の指導ができる職がございまして。それを今、本市にも同じように導入して、授業を担当しながら部活動の顧問としても指導ができ、それに出張もできるようにすると。また、生活的にも安定したなかで一つの職場でじっくりと教育活動を行うことができるといったようなことが、今回新しくこの特別非常勤講師を設けた理由になります。

教育長

「旧」における第46条は、現実には二通りあったけれども、今まで明文化されていないから、それを非常勤講師と特別非常勤講師とに、はっきり分けたということですよ。

委 員

「新」の第46条の最初のところに、「授業等の指導及びこれに付随する事務並びに校内事務分掌に付随する職務」とありますが、その「事務並びに校内事務分掌」というのが非常にあいまいで、どこまでやればいいのか、お聞きしたいのですけれども。

学 務 課 長

基本的に校内事務分掌は、校長が命じます。例えば生徒指導部や教務部といった教科外の事務を教職員が分担して行うものです。非常勤講師は、各教科に係る授業の準備や試験問題の作成・採点・評価に関する事務が中心で、また初任者の指導も事務に入っております。そういったことを総じて校内事務分掌ということでございます。

それから、特別非常勤講師の方は、各教科に関する授業、校内事務分掌に部活動の指導が入ってまいります。

委 員

ご説明の中で、現状としてはもうこの特別非常勤講師に当たる処遇の人たちがいて、その方たちの処遇に対してきちんと管理規則で規定しようということで、そのこと自体は賛成です。

一点お聞きしたいのですが、「特別非常勤講師」という名称について、何か「特別」とつきますと、かなり専門性の高い方を、通常の非常勤よりも特別な待遇でお迎えするというようなときに使うのかなと思ったのですが、先ほど教育次長の方から、県ではすでにこのような規定ができていたというお話があったので、それで本市でもということになったという認識でよろしいですか。

教 育 次 長

県の非常勤講師の職務内容ですけれども、今、委員さんがおっしゃったように、授業を教えて部活動も教えるというものを取り入れています。本市では、今、学務課長が説明したように、今までは授業だけ、または部活動だけとやっておりましたが、不都合な点が出てきておりますので、授業も部活動も教えられるような職をつくらうということで、ここで特別非常勤講師を設けたということです。

教 育 長

市立船橋高校の特に部活動についてですけれども、相当レベルが高いところまでいっているのですね。そうすると、通常の人事異動の中で、そういうレベルの高い子供たちの指導に対応できる教員が見当たらなかった場合に、やはりその専門の中で一段レベルの高い教員を確保しなければならない。そのときに、特別非常勤講師を活用せざるを得なくなった。かつても要綱によりそういうふうに使っていたのですが、それを今回、規則で明文化していくということです。

委員長

他にご質問等ございませんか。

各委員

なし。

委員長

それでは、議案第1号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号について、財務課、説明願います。

議案第2号、「平成18年度船橋市一般会計予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分）について」は、財務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委員長

続きまして、議案第3号について、総務課、説明願います。

議案第3号、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る部分）について」は、総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして、議案第4号について、社会教育課、説明願います。

議案第4号、「船橋市公民館条例の一部を改正する条例について」は、社会教育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして、報告事項に入ります。報告事項（1）及び（2）について、文化課、続けて報告願います。

文 化 課 長

お手元の資料の35ページをご覧になっていただきたいと思います。「千人の音楽祭2006」実施報告書について説明いたします。

今回は、「シンクロナイズド・ミュージック2006冬」と題しまして、2月5日の日曜日、船橋アリーナで午後1時から3時30分の2時間30分にわたり行われました。出演者については、資料のとおり小学校18校、中学校22校、高等学校3校、一般団体8団体ということで、総出演者数は2,000名でございました。それから、残りの座席数3,000席分を観客用に開放したということでございます。

資料にも書いてございますけれども、昨年度から船橋ケーブルテレビにおいて実況生中継ということを取り入れておりまして、今回は、船橋ケーブルからさらに習志野市のケーブルテレビの方にも流されたということでございます。

それから、178名の方からアンケートをいただきましたけれども、「大いに楽しめた」、「楽しかった」を合わせ、約93%の方が「よかった」という結果をいただきました。年々盛んになってきてございまして、毎年テーマを変えて実施していきたいと考えております。また、ご来場くださった教育委員の皆様、ありがとうございました。

次にもう1点でございますけれども、資料の37ページになります。第18回船橋市文学賞の結果報告でございます。これは、昭和63年度から実施しているものでございまして、18年目になります。今回、文学賞が5人、それから佳作が10人ということで、計15人の方の入賞が決まりました。応募総数142編の内訳につきましては、小説部門、児童文学部門、詩部門、短歌部門、俳句部門ということで資料に書かれておるとおりでございます。

入賞者の平均年齢は52歳で、一番若い方が14歳、最高齢の方が82歳になっております。

この文学賞の授賞式が3月12日、日曜日、中央公民館で行われる予定となっております、広報ふなばしの3月15日号に、この結果が掲載される予定です。

また、この文学賞の入選作品集ということで毎年小冊子を作っておりますけれども、3月15日以降、文化課にて1,000円にて発売する予定でございます。文化課からは以上でございます。

委 員 長

ご苦労さまでした。何かご質問ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

続きまして、報告事項(3)について、生涯スポーツ課、報告願います。

生涯スポーツ課長

資料は別添でございます。第24回の船橋市小学生・女子駅伝競走大会の実施について、ご報告申し上げます。

2月11日、祝日の土曜日でございます。運動公園陸上競技場におきまして大会を開催いたしました。当日、駅伝には暖か過ぎるかと思われるような無風、快晴のもとで各レースが展開され、事故なく大会が終了できま

した。協力いただきました多くの関係者に、厚く御礼を申し上げたいと思っております。結果につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。

以上です。

委員長

何かご質問等ございますか。

委員

1月に開催された成人の日記念駅伝大会で不幸なことがあった後の大会ということで、関係者の皆さんは相当心配されての中で開催されましたけれども、本当に無事に終わってよかったなというのが実感でございます。本当にご苦労さまでございました。

以上です。

委員長

本日、予定していました議案等の審議は終了いたしました。他に何かございますでしょうか。

委員

2月10日に、君津市の文化ホールで市町村教育委員会連絡協議会の研修会がございまして、総務課の香取副主幹と参加して参りました。そのことに関しての資料がございましてお配りします。主な内容といたしましては、「ゲーム脳の恐怖とその対策」をテーマにした講演会でした。最近子供たちが朝から晩までパソコンやゲームと向き合っていて、自分自身の脳が働かなくなって、そういうことは非常に危険なことというお話を、医学的な見地から脳の働き方などを解析している医学博士の方から伺いました。あとは資料をご覧になっていただければと思います。

以上です。

委員長

ご苦労さまでした。
他に何かございますか。

各委員

なし。

委員 長

それでは、私の方から教育委員の行政視察についての報告を申し上げます。

今年度の教育委員行政視察として、1月26日から28日の3日間、教育長、教育委員2名、それから事務局の職員により視察をまいりました。

寝屋川市は、英語教育特区として国際コミュニケーション科を設けて、小学校からの英語教育に力を入れているということで、視察をまいりました。当日、寝屋川市の竹若教育長を初め、教育委員会の事務局の皆さんから、丁寧な説明を受けました。

寝屋川市は、ちょうど船橋の人口の約半分、25万人ですけれども、平成17年度から統廃合に取り組みまして、1中学校、2小学校という、12の中学校区に整備をして、小学校から中学へ進学する際の接続分離等の課題解消を図り、中学校区の3校が密接な連携を行って、義務教育9年間を通した教育活動の中で、小・中一貫教育を推進しているところでした。

英語教育特区については、その大きな柱として、中学校卒業時におおむね英検の3級程度の英語力を身につけることを成果目標として実施しているということでした。現在小学校の五、六年生及び中学校全学年で実施して、平成18年度からは、小・中学校全学年で実施する予定とのことでした。説明の後、実際に近くの成美小学校において、5年生の授業を見学させていただきました。

本市においても、4月から小学校の英語教育が始まるわけですが、具体的に視察した中で、現在事務方で準備していただいている案に対しては、強く期待が持てるものと実感しました。

神戸市については、市立船橋高校の将来像のモデルの1つとして、市立六甲アイランド高校の視察を主な目的として訪問しました。六甲アイランド高校は、阪神大震災の後、普通科と商業科の2つの高校を統合して、普通科総合選択制の高校として開校し、現在は普通科単位制の高校へ移行しております。

学校側からは、非常に熱意を持って学校運営に当たられているという印象を受けました。また、立地条件の違いもありましたが、関西の大学との情報交換も盛んに行われて、生徒の進路指導にも熱心に取り組んでいるという印象を持ちました。特に、美術や音楽の施設がすばらしかったですね。

市立船橋高校は他校にない伝統を持っている学校ですので、現在事務方でもその伝統を大切に保ちながら新たな学校像を模索しているところと

ということですが、私たちも同じ考えでおりますので、是非よい案を出していただきたいとお願いします。

その際には、今回の視察も十分に役立つものと考えております。

以上、簡単ではありますが、報告させていただきます。

では、他に何かございますか。

委 員

神戸市や成田市は、非常に国際交流が盛んに行われていると思いますが、同じように船橋市にも、もっと積極的に国際的な観点を持ってやっていけたらいいなと思います。

教 育 長

平成18年度は、国際化の進展に対応し、英語を話せる子供を育成するために、構造改革特区の申請やALTの増員等により英語教育の充実を図っていきます。

また、過日、葛飾小学校で国際理解教育というテーマで公開研究会が行われましたが、これは昭和53年から国からの指定を受けて続けており、今後も国際性豊かな児童生徒の育成に努めていきたいと思っています。

委 員

英語教育特区の認定は、いつ頃ですか。

教 育 長

3月の中旬から下旬にかけてになると思います。

委 員 長

他に何かございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

これで教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。